

岡山DPATの派遣に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「乙」という。）とは、岡山DPAT設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第3条第3項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に、専門性の高い精神科医療の提供及び精神保健活動を行う岡山DPATを派遣することにより、災害等によって被災した精神科医療機能に対する支援及び被災地等における専門的な心のケアの実施に寄与することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、岡山DPATが対応する必要があると判断したときは、乙に対して岡山DPATの派遣のための待機又は派遣（以下「派遣等」という。）を要請するものとする。

2 乙は、派遣等の要請があったときは、岡山DPATの派遣等の可否を判断し、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、前項の規定により、岡山DPATの派遣等が可能と報告したときは、甲の指示に従い、速やかに岡山DPATを派遣等させるものとする。

4 乙は、乙が単独で岡山DPATを構成できないときは、派遣等が可能な岡山DPATの隊員の氏名等を速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、岡山DPATの隊員を派遣等させるものとする。

5 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に岡山DPATを派遣させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

6 前項の規定により甲が承認した岡山DPATの派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 岡山DPATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 岡山DPATを県外に派遣する場合は、派遣先の都道府県のDPAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、岡山DPATの隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 岡山DPATは、被災地等で次の各号に定める活動を行う。

- (1) EMIS、J-SPEED等を活用した情報の収集、収集した情報に基づくアセスメント及び情報の発信
- (2) 被災した精神科病院の支援
- (3) 被災者及び被災者の支援を行っている支援者に対する精神科医療の提供及び精神保健活動
- (4) DPAT調整本部等における活動
- (5) その他必要と認められる活動

2 岡山DPATは、活動場所にかかわらず、自らの安全の確認を行いながら、移動及び生活の手段、活動に必要な医薬品及び医療資機材、生活手段等を自ら確保し、継続した自己完結型の活動を

行うことを基本とする。

3 乙は、岡山DPATの活動が終了した後、その活動状況を甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣した岡山DPATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償する。

(1) 岡山DPAT派遣に要する費用(岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和27年岡山県条例第44号)に基づき支給する旅費相当額及び活動に要した輸送に係る実支出額(燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、車両借上料等)

(2) 岡山DPATが携行した医薬品、医療資機材等を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、活動の内容、期間、場所等を考慮し、甲が特に必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、甲の要請に基づき乙が派遣した岡山DPATの活動について、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、甲は乙に対し同法の定めるところにより費用を弁償する。

3 岡山DPATの派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙が負担する。

(損害保険の加入)

第6条 甲は、岡山DPATの活動に伴う事故に対応するため、岡山DPATの隊員を対象とする損害保険に加入する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月5日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区鹿田本町3番16号

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

理事長 中島 豊爾

